

令和3年6月市議会定例会

病院事業局

議案説明資料

(差替分)

目 次

【条例案件】

- 1 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
制定の件 1 頁

1. 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

[経営管理課]

1. 趣 旨

富山市民病院において、感染症専門医を配置し、院内患者の診療のほか、院内における問題症例の検討を行うなど、感染症指定医療機関としての機能強化を図るもの。

2. 概 要

(1) 内容

感染症内科を診療科目として追加することにより、標榜診療科は 35 診療科となる。追加後の診療科目は次のとおり。

名称	診療科目
富山市立 富山市民病院	内科、精神科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、内分泌代謝内科、血液内科、腎臓内科、内視鏡内科、透析内科、腫瘍内科、 <u>感染症内科</u> 、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器・血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、歯科口腔外科、麻酔科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、病理診断科、救急科

(2) 感染症内科の運営体制

ア. 診療日

月 2 回（第 2・第 4 木曜日午後）

イ. 人員体制

非常勤医師 1 名（富山大学からの派遣）

ウ. 診療内容及び問題症例の検討

難治性感染症、原因不明の発熱、対処法の指導等

3. 施行期日 令和 3 年 7 月 1 日